

の意見を聴かなければならない。

7 市町村又は都道府県は、地域雇用創造計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 市町村又は都道府県は、第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

9 第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

第七条及び第八条を削る。

第三章の章名中「雇用機会増大促進地域」を「雇用開発促進地域」に改める。

第九条を削る。

第十条第一項中「及び」の下に「独立行政法人」を加え、「同意雇用機会増大促進地域内」を「同意雇用開発促進地域内」に改め、第三章中同条を第八条とし、同条の前に次の一条を加える。

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第七条 政府は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画（同条第七項の規定による変更

の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に係る雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において行うべき助成及び援助に関する事項の内容に応じ、当該同意雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して当該同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項の助成及び援助の業務に係る事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

第十一条中「同意雇用機会増大促進地域内」を「同意雇用開発促進地域内」に改め、同条を第九条とする。

第四章の章名を次のように改める。

#### 第四章　自発雇用創造地域に係る地域雇用開発のための措置

第十二条及び第十三条を削る。

第十四条中「第十条及び第十二条」を「第八条及び第九条」に、「同意能力開発就職促進地域内」を「同意自発雇用創造地域内」に改め、同条後段を削り、第四章中同条を第十二条とし、同条の前に次の二条を加える。

#### (地域雇用開発のための事業)

第十条　政府は、第六条第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画（同条第八項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意地域雇用創造計画」という。）に係る自発雇用創造地域（以下「同意自発雇用創造地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意地域雇用創造計画に係る地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者に対する当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報の提供又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための講習の実施その他の厚生労働省令で定める事業に該当

する場合であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものであるときは、当該事業を雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。

2 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、前項に規定する事業の全部又は一部を当該地域雇用創造協議会又は当該同意自発雇用創造地域において雇用の創造に資する事業を行う団体（当該地域雇用創造協議会の提案に係る団体であつて、厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）に委託することができる。

第四章に次の二条を加える。

（委託募集の特例）

第十二条 地域中小企業団体の構成員である中小企業者が、当該地域中小企業団体をして当該同意自発雇用創造地域における地域重点分野に属する事業に係る職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する労働者の募集を行わせようとする場合において、当該地域中小企業団体が同意地域雇用創造計画に従つて当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第三十六

条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小企業者については、適用しない。

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

二 地域中小企業団体 地域雇用創造協議会を構成する事業協同組合等であつて、第六条第二項第八号の規定により同意地域雇用創造計画で定められたものをいう。

3 第一項の地域中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の一の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に

に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「地域雇用開発促進法第十二条第三項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

5 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同条中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「地域雇用開発促進法第十二条第三項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

第十三条 公共職業安定所は、前条第三項の規定により労働者の募集に従事する地域中小企業団体に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(地域再生に係る措置との総合的な実施)

第十四条 国は、この章に定める措置と別に講ぜられる地域の活力の再生を推進するための措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

## 第五章及び第六章を削る。

第二十条中「都道府県」の下に「、市町村」を加え、「同意雇用機会増大促進地域、同意能力開発就職促進地域、同意求職活動援助地域及び同意高度技能活用雇用安定地域」を「同意雇用開発促進地域及び同意自発雇用創造地域」に改め、第七章中同条を第十六条とし、同条の前に次の二条を加える。

（産業集積の形成及び活性化に係る措置等との総合的な実施）

第十五条 国は、この法律に定める措置と別に講ぜられる地域における産業集積の形成及び活性化を促進するための措置その他の地域の活性化に資する措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

第二十一条第一項中「第十二条（第十四条、第十六条及び第十八条）」を「第九条（第十二条）」に、「前条中「公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。）及び都道府県」を「第十六条中「公共職業安定所、都道府県、市町村及び独立行政法人

雇用・能力開発機構」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。）、都道府県及び市町村」に改め、同条第二項中「地域雇用機会増大計画、地域能力開発就職促進計画、地域求職活動援助計画及び地域高度技能活用雇用安定計画」を「地域雇用開発計画及び地域雇用創造計画」に、「第六条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第八項）を「並びに第六条第一項並びに同条第五項及び第六項（これらの規定を同条第九項）に、「第七項、第七条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）並びに第七項並びに第八条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）並びに第七項」を「第八項」に改め、同条を第十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

（地方公共団体への援助）

第十七条 国は、地域雇用開発計画又は地域雇用創造計画を策定しようし、又は策定した都道府県又は市町村に対し、雇用開発促進地域又は自発雇用創造地域における地域雇用開発を促進するための措置に  
関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 都道府県は、地域雇用創造計画を策定しようとし、又は策定した市町村に対し、自発雇用創造地域に

おける地域雇用開発を促進するための措置に關し必要な情報提供、助言その他の援助を行うことができる。

## 第一十一條を第十九条とする。

第七章を第五章とし、本則に次の一章を加える。

### 第六章 罰則

第二十条 第十二条第四項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第三項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第四項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

三 第十二条第四項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の

## 報告をした者

二 第十二条第四項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科する。

第三条 地域雇用開発促進法の一部を次のように改正する。

第六条第二項第八号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用対策法第十二条を削り、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする改正規定、同法第七条の改正規定、同法第一章中同条を第十条とし、第六条の次に三条を加える改正規定、同法第六章の章名の改正規定、同法第二十四条第五項の改正規定、同法第三十一条第一項の改正規定（同項第二号中「第二十九条」を「第三十五条」に改める部分を除く。）、同法第三十条第二項の改正規定、同法第二十八条を削り、第二十七条を第三十一条とする改正規定、同条の次に三条を加える改正規定（第三十二条に係る部分を除く。）、同法第六章中第二十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第六章を第五章とし、同章の次に一章を加える改正規定並びに次条、附則第六条及び第九条の規定 平成十九年十月一日

二 第三条の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の  
（外国人雇用状況の届出等に関する経過措置）  
日

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際に外国人（第一条の規定による改正後の雇用対策法（以下「新雇用対策法」という。）第八条に規定する外国人をいう。以下この条において同じ。）を雇い入れてい

る事業主は、平成二十年十月一日までに、厚生労働省令で定めるところにより、当該外国人に係る新雇用対策法第二十八条第一項に規定する事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、当該外国人が同号に掲げる規定の施行の日から平成二十年十月一日までの間に離職した場合については、この限りでない。

2　国又は地方公共団体に係る外国人の雇入れについては、前項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を含む。）は、平成二十年十月一日までに、政令で定めるところにより、前条第一号に掲げる規定の施行の際現に雇い入れている外国人に係る新雇用対策法第二十八条第一項に規定する事項を厚生労働大臣に通知するものとする。ただし、当該外国人が同号に掲げる規定の施行の日から平成二十年十月一日までの間に離職した場合については、この限りでない。

3　新雇用対策法第二十八条第二項（第三号を除く。）の規定は、第一項の規定による届出があつた場合について準用する。

4　新雇用対策法第二十九条の規定は、第一項の規定による届出及び第二項の規定による通知について準用

する。

5 新雇用対策法第三十三条の規定は、第一項の規定の施行について準用する。

6 第一項及び第二項並びに前項において準用する新雇用対策法第三十三条第一項の規定による厚生労働大臣の権限については、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

7 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

(地域雇用機会増大計画及び雇用機会増大促進地域に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際第二条の規定による改正前の地域雇用開発促進法（以下「旧地域雇用開発促進法」という。）第五条第四項の規定による同意を得ていた同条第一項に規定する地域雇用機会増大計画（以下この条において「同意地域雇用機会増大計画」という。）及び当該同意地域雇用機会増大計画に係る旧地域雇用開発促進法第九条第一項に規定する同意雇用機会増大促進地域であつた地域（以下この条において「同意雇用機会増大促進地域」という。）については、当該同意地域雇用機会増大計画の計画期間の

末日までの間は、当該同意地域雇用機会増大計画をこの法律の施行の日（以下この項において「施行日」という。）に第一条の規定による改正後の地域雇用開発促進法（以下この条において「新地域雇用開発促進法」という。）第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画（同条第一項に規定する地域雇用開発計画をいう。以下この項において同じ。）と、当該同意雇用機会増大促進地域を新地域雇用開発促進法第七条第一項に規定する同意雇用開発促進地域とみなして、同項の規定を適用する。ただし、施行日後において都道府県が同意雇用機会増大促進地域の区域の全部又は一部を区域とする地域雇用開発計画を策定し、新地域雇用開発促進法第五条第四項の規定による同意を得た場合における当該同意地域雇用機会増大計画及び当該同意雇用機会増大促進地域については、この限りでない。

2 前項の規定により同意地域雇用機会増大計画及び同意雇用機会増大促進地域について新地域雇用開発促進法第七条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主」とあるのは「事業主」と、「雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業」とあるのは「雇用安定事業」と読み替えるものとする。

(地域求職活動援助事業に係る経過措置)

第四条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第二項の規定により旧地域雇用開発促進法第七条第二項第四号に規定する地域就職援助団体等に委託して行っている旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

(高度技能活用雇用安定地域における助成及び援助に係る経過措置)

第五条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十七条第一項に規定する同意高度技能活用雇用安定地域であった地域における同項各号の助成及び援助については、当該同意高度技能活用雇用安定地域に係る旧地域雇用開発促進法第八条第一項に規定する地域高度技能活用雇用安定計画の計画期間の末日までの間は、なお従前の例による。

(罰則)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 附則第二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 附則第二条第五項において準用する新雇用対策法第三十三条规定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の雇用対策法及び地域雇用開発促進法の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(職業安定法の一部改正)

第九条 職業安定法(昭和二十二年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の二を削る。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第十条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「第三章」を「第二章」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第十一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「第三章」を「第二章」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十二条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五十二号を次のように改める。

五十二 削除

第四条第一項第六十二号中「第五十二号」を「第五十三号」に改める。

第九条第一項第四号中「、地域雇用開発促進法」を削る。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第十三条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第八十二条中「及び第三項第一号」を削り、「「経済的社会的条件」と、同条第四項中「雇用機会増大促進地域に該当する地域以外の地域のうち、次に」とあるのは「次に」と、同項第一号中「自然的経済的社会的条件」とあるのは「経済的社会的条件」を「、「経済的社会的条件」に改める。

附則第二条第二項の表三の項中「地域雇用機会増大計画、同法第六条第四項の規定による同意を得た地域能力開発就職促進計画又は第七条第四項の規定による同意を得た地域求職活動援助計画」を「地域雇用開発計画」に改める。

（独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部改正）

第十四条 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第六号中「第十二条第一項及び第十七条第一項第二号並びに」を「第七条第一項（厚生労働省令で定める事業主に係るものに限る。）及び」に改める。

附則第三条第十二項中「次条第九項」を「次条第十項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

附則第四条第九項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に、「並びに第二項第一号及び第二号」を「、第二項第一号及び第二号並びに第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第六項の」を「第七項の」に、「第九項」を「第十項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、第十一條第一項、第三項及び第四項並びに前二項に規定する業務のほか、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。以下この項において「改正法」という。）附則第十四条の規定による改正前の第十一條第一項第六号に掲げる業務（改正法の施行の際改正法第二条の規定による改正前の地域雇用開発促進法第十七条第一項に規定する同意高度技能活用雇用安定地域であった地域において、改正法附則第五条の規定によりなお従前の例により行われるものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うものとする。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第十五条 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。